

議案第百十二号

三朝町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正^{改正}について、
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の
議決を求める。

昭和四十八年十二月二十日

三朝町長 松 村 喬 成

昭和四十八年拾月廿日 原案可決

三朝町議会議長牧田 禎



三朝町条例第

号

三朝町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

三朝町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第二十七号）の一部を次のように改める。

第六条の二「三千元」を「四千元」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十八年四月一日から適用する。